

IV 市税総括

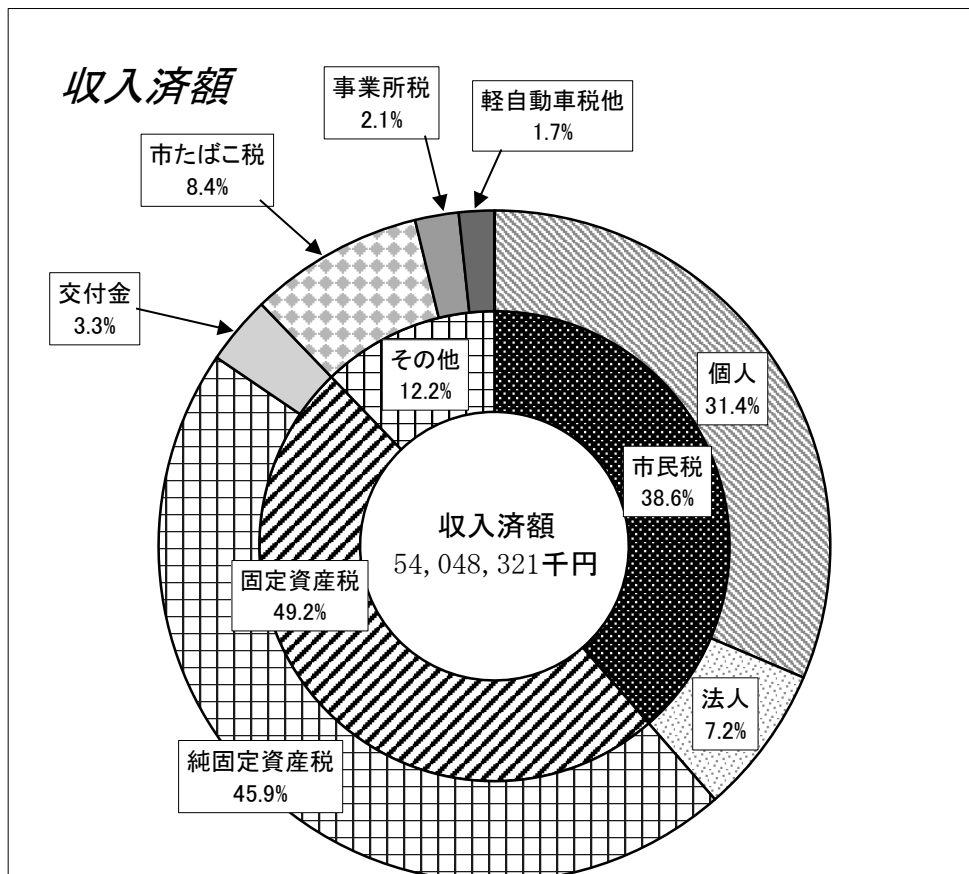
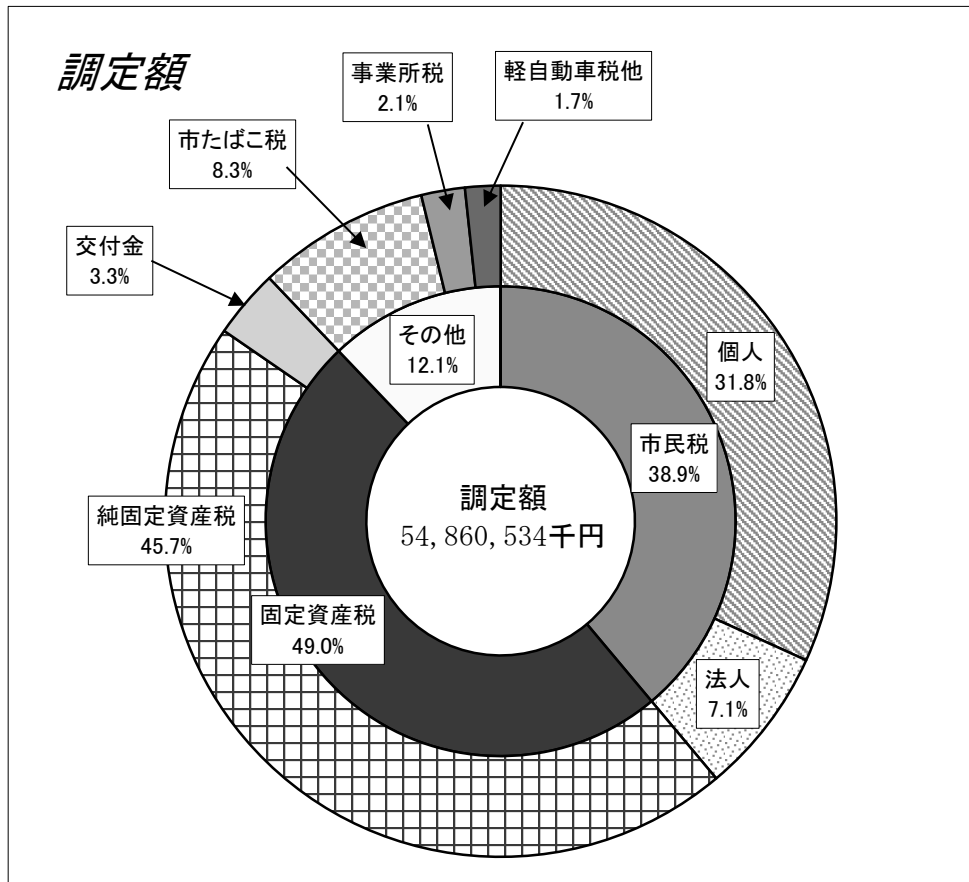
1 令和4年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,793,999,000	21,324,369,172	20,834,883,125	33,839,235
個人	16,968,308,000	17,431,365,411	16,949,709,127	32,343,935
現年課税分	16,843,148,000	17,000,804,110	16,824,318,638	633,483
滞納繰越分	125,160,000	430,561,301	125,390,489	31,710,452
法人	3,825,691,000	3,893,003,761	3,885,173,998	1,495,300
現年課税分	3,817,784,000	3,837,099,400	3,869,431,886	0
滞納繰越分	7,907,000	55,904,361	15,742,112	1,495,300
固定資産税	26,497,968,000	26,877,129,739	26,606,163,341	5,432,153
純固定資産税	24,705,452,000	25,084,613,339	24,813,646,941	5,432,153
現年課税分	24,577,357,000	24,807,104,514	24,675,769,618	120,399
滞納繰越分	128,095,000	277,508,825	137,877,323	5,311,754
交付金	1,792,516,000	1,792,516,400	1,792,516,400	0
軽自動車税	853,623,000	891,378,982	852,163,998	5,219,461
種別割 合計	830,663,000	870,482,782	831,267,798	5,219,461
種別割 現年課税分	823,938,000	836,987,100	825,210,125	261,800
種別割 滞納繰越分	6,725,000	33,495,682	6,057,673	4,957,661
環境性能割 現年度分	22,960,000	20,896,200	20,896,200	0
環境性能割 滞納繰越分	1,000	0	0	0
市たばこ税	4,483,334,000	4,565,670,860	4,565,670,860	0
現年課税分	4,483,333,000	4,565,670,860	4,565,670,860	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0
入 湯 税	27,782,000	29,960,700	29,960,700	0
事業所税	1,117,688,000	1,172,024,500	1,159,478,510	0
現年課税分	1,107,337,000	1,140,464,200	1,130,263,810	0
滞納繰越分	10,351,000	31,560,300	29,214,700	0
合 計	53,774,394,000	54,860,533,953	54,048,320,534	44,490,849
現年課税分	53,496,155,000	54,031,503,484	53,734,038,237	1,015,682
滞納繰越分	278,239,000	829,030,469	314,282,297	43,475,167

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
549,638,022	93,991,210	97.7	100.2	38.5	103.5	103.4
467,825,873	18,513,524	97.2	99.9	31.4	104.4	104.3
194,328,481	18,476,492	99.0	99.9	31.1	104.8	104.6
273,497,392	37,032	29.1	100.2	0.2	89.1	77.0
81,812,149	75,477,686	99.8	101.6	7.2	99.6	99.5
42,897,900	75,230,386	100.8	101.4	7.2	101.8	101.7
38,914,249	247,300	28.2	199.1	0.0	40.2	16.0
271,640,259	6,106,014	99.0	100.4	49.2	108.3	108.5
271,640,259	6,106,014	98.9	100.4	45.9	108.5	108.7
137,314,511	6,100,014	99.5	100.4	45.7	109.8	109.8
134,325,748	6,000	49.7	107.6	0.3	54.0	39.0
0	0	100.0	100.0	3.3	105.6	105.6
34,135,323	139,800	95.6	99.8	1.6	103.8	103.8
34,135,323	139,800	95.5	100.1	1.5	103.0	103.0
11,652,975	137,800	98.6	100.2	1.5	103.3	103.2
22,482,348	2,000	18.1	90.1	0.0	96.5	77.8
0	0	100.0	91.0	0.0	153.9	153.9
0	0	-	0.0	0.0	-	-
0	0	100.0	101.8	8.4	110.8	110.8
0	0	100.0	101.8	8.4	110.8	110.8
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	107.8	0.1	358.0	358.0
12,558,900	12,910	98.9	103.7	2.1	99.7	101.4
10,213,300	12,910	99.1	102.1	2.1	102.0	103.8
2,345,600	0	92.6	282.2	0.1	55.4	53.3
867,972,504	100,249,934	98.5	100.5	100.0	106.4	106.4
396,407,167	99,957,602	99.4	100.4	99.4	107.3	107.3
471,565,337	292,332	37.9	113.0	0.6	67.5	46.4

2 令和4年度市税決算構成図



令和4年度 市税決算

(単位：円、%)

税 目	調 定 額	構成比	収 入 済 額	構成比	徴収率
市 民 税	21,324,369,172	38.9	20,834,883,125	38.6	97.7
個 人	17,431,365,411	31.8	16,949,709,127	31.4	97.2
法 人	3,893,003,761	7.1	3,885,173,998	7.2	99.8
固 定 資 産 税	26,877,129,739	49.0	26,606,163,341	49.2	99.0
純固定資産税	25,084,613,339	45.7	24,813,646,941	45.9	98.9
交 付 金	1,792,516,400	3.3	1,792,516,400	3.3	100.0
軽自動車税	891,378,982	1.6	852,163,998	1.6	95.6
市たばこ税	4,565,670,860	8.3	4,565,670,860	8.4	100.0
特別土地保有税					
入 湯 税	29,960,700	0.1	29,960,700	0.1	100.0
事 業 所 税	1,172,024,500	2.1	1,159,478,510	2.1	98.9
合 計	54,860,533,953	100.0	54,048,320,534	100.0	98.5

3 平成29年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,139,722,000	20,763,240,169	20,305,189,795	43,669,820
個人	15,350,943,000	15,875,932,925	15,428,742,678	41,424,977
現年課税分	15,211,699,000	15,455,295,441	15,282,004,788	327,677
滞納繰越分	139,244,000	420,637,484	146,737,890	41,097,300
法人	4,788,779,000	4,887,307,244	4,876,447,117	2,244,843
現年課税分	4,782,934,000	4,865,334,000	4,872,435,474	82,026
滞納繰越分	5,845,000	21,973,244	4,011,643	2,162,817
固定資産税	21,548,794,000	22,071,272,270	21,651,874,282	19,317,657
純固定資産税	21,124,052,000	21,646,530,370	21,227,132,382	19,317,657
現年課税分	20,926,212,000	21,164,856,666	21,002,340,373	478,300
滞納繰越分	197,840,000	481,673,704	224,792,009	18,839,357
交付金	424,742,000	424,741,900	424,741,900	0
軽自動車税	705,975,000	752,764,517	714,197,797	3,854,370
現年課税分	694,633,000	715,084,600	701,339,335	169,900
滞納繰越分	11,342,000	37,679,917	12,858,462	3,684,470
市たばこ税	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
現年課税分	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,300,000	10,716,900	10,716,900	0
事業所税	994,553,000	1,013,801,200	1,013,974,680	0
現年課税分	990,385,000	1,009,633,200	1,009,806,680	0
滞納繰越分	4,168,000	4,168,000	4,168,000	0
合 計	47,940,606,000	49,150,219,278	48,234,377,676	66,841,847
現年課税分	47,582,167,000	48,184,086,929	47,841,809,672	1,057,903
滞納繰越分	358,439,000	966,132,349	392,568,004	65,783,944

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
448,451,359	34,070,805	97.8	100.8	42.1	104.0	104.1
416,243,175	10,477,905	97.2	100.5	32.0	105.5	105.8
183,134,683	10,171,707	98.9	100.5	31.7	105.9	105.9
233,108,492	306,198	34.9	105.4	0.3	93.7	95.3
32,208,184	23,592,900	99.8	101.8	10.1	99.5	99.2
16,409,400	23,592,900	100.1	101.9	10.1	99.6	99.2
15,798,784	0	18.3	68.6	0.0	75.4	62.3
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.9	101.4	101.9
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.0	101.3	101.8
170,402,714	8,364,721	99.2	100.4	43.5	101.7	101.8
238,336,463	294,125	46.7	113.6	0.5	84.9	97.2
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
35,230,037	517,687	94.9	101.2	1.5	103.7	104.3
14,065,565	490,200	98.1	101.0	1.5	104.0	104.7
21,164,472	27,487	34.1	113.4	0.0	97.8	86.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	115.2	0.0	110.1	110.1
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	103.0	103.9
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	102.5	103.5
0	0	100.0	100.0	0.0	—	—
894,296,573	45,296,818	98.1	100.6	100.0	102.1	102.4
385,888,362	44,669,008	99.3	100.5	99.2	102.4	102.4
508,408,211	627,810	40.6	109.5	0.8	89.1	96.5

4 平成30年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,359,786,000	21,892,508,485	21,429,880,297	31,228,294
個人	15,910,909,000	16,402,015,701	15,934,155,985	30,405,113
現年課税分	15,768,138,000	15,986,455,394	15,796,650,964	664,155
滞納繰越分	142,771,000	415,560,307	137,505,021	29,740,958
法人	5,448,877,000	5,490,492,784	5,495,724,312	823,181
現年課税分	5,441,760,000	5,458,582,600	5,482,822,100	0
滞納繰越分	7,117,000	31,910,184	12,902,212	823,181
固定資産税	22,181,194,000	22,643,994,158	22,241,450,856	10,668,454
純固定資産税	21,753,300,000	22,216,099,258	21,813,555,956	10,668,454
現年課税分	21,586,535,000	21,813,441,865	21,643,729,219	258,113
滞納繰越分	166,765,000	402,657,393	169,826,737	10,410,341
交付金	427,894,000	427,894,900	427,894,900	0
軽自動車税	735,865,000	776,832,337	738,123,373	3,762,289
現年課税分	722,196,000	741,735,400	728,490,462	170,112
滞納繰越分	13,669,000	35,096,937	9,632,911	3,592,177
市たばこ税	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
現年課税分	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	10,349,000	10,122,900	10,122,900	0
事業所税	1,015,009,000	1,039,280,800	1,036,982,869	1,744,711
現年課税分	1,014,071,000	1,037,404,800	1,036,851,580	0
滞納繰越分	938,000	1,876,000	131,289	1,744,711
合 計	48,581,999,000	49,722,520,977	48,816,342,592	47,403,748
現年課税分	48,250,739,000	48,835,420,156	48,486,344,422	1,092,380
滞納繰越分	331,260,000	887,100,821	329,998,170	46,311,368

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
478,660,058	47,260,164	97.9	100.3	43.9	105.4	105.5
446,912,367	9,457,764	97.1	100.1	32.6	103.3	103.3
198,417,829	9,277,554	98.8	100.2	32.4	103.4	103.4
248,494,538	180,210	33.1	96.3	0.3	98.8	93.7
31,747,691	37,802,400	100.1	100.9	11.3	112.3	112.7
13,361,400	37,600,900	100.4	100.8	11.2	112.2	112.5
18,386,291	201,500	40.4	181.3	0.0	145.2	321.6
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	45.6	102.6	102.7
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	44.7	102.6	102.8
174,903,271	5,448,738	99.2	100.3	44.3	103.1	103.1
222,887,450	467,135	42.2	101.8	0.4	83.6	75.5
0	0	100.0	100.0	0.9	100.7	100.7
35,335,675	389,000	95.0	100.3	1.5	103.2	103.3
13,453,526	378,700	98.2	100.9	1.5	103.7	103.9
21,882,149	10,300	27.4	70.5	0.0	93.1	74.9
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	97.8	0.0	94.5	94.5
595,000	41,780	99.8	102.2	2.1	102.5	102.3
595,000	41,780	99.9	102.2	2.1	102.8	102.7
0	0	7.0	14.0	0.0	45.0	3.1
912,381,454	53,606,817	98.2	100.5	100.0	101.2	101.2
400,731,026	52,747,672	99.3	100.5	99.3	101.4	101.3
511,650,428	859,145	37.2	99.6	0.7	91.8	84.1

5 令和元年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,873,362,000	22,526,411,888	22,057,085,693	46,604,996
個人	16,257,112,000	16,847,642,097	16,365,191,572	40,748,075
現年課税分	16,110,664,000	16,403,082,081	16,215,261,385	232,117
滞納繰越分	146,448,000	444,560,016	149,930,187	40,515,958
法人	5,616,250,000	5,678,769,791	5,691,894,121	5,856,921
現年課税分	5,606,696,000	5,647,043,400	5,682,984,510	0
滞納繰越分	9,554,000	31,726,391	8,909,611	5,856,921
固定資産税	22,745,765,000	23,172,825,946	22,809,227,155	17,198,652
純固定資産税	22,291,667,000	22,718,727,646	22,355,128,855	17,198,652
現年課税分	22,125,479,000	22,325,323,594	22,166,547,734	359,246
滞納繰越分	166,188,000	393,404,052	188,581,121	16,839,406
交付金	454,098,000	454,098,300	454,098,300	0
軽自動車税	760,491,000	801,681,475	759,388,139	4,890,570
種別割 合計	757,403,000	799,142,975	756,849,639	4,890,570
種別割 現年課税分	747,818,000	763,873,000	749,024,953	130,700
種別割 滞納繰越分	9,585,000	35,269,975	7,824,686	4,759,870
環境性能割 現年度分	3,088,000	2,538,500	2,538,500	0
市たばこ税	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
現年課税分	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,246,000	9,302,100	9,302,100	0
事業所税	1,052,786,000	1,095,846,500	1,097,604,500	0
現年課税分	1,052,745,000	1,095,251,500	1,097,009,500	0
滞納繰越分	41,000	595,000	595,000	0
合 計	49,995,995,000	51,146,072,122	50,272,611,800	68,694,218
現年課税分	49,664,179,000	50,240,516,688	49,916,771,195	722,063
滞納繰越分	331,816,000	905,555,434	355,840,605	67,972,155

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
498,259,538	75,538,339	97.9	100.8	43.9	102.9	102.9
450,647,789	8,945,339	97.1	100.7	32.6	102.7	102.7
196,329,836	8,741,257	98.9	100.6	32.3	102.6	102.6
254,317,953	204,082	33.7	102.4	0.3	107.0	109.0
47,611,749	66,593,000	100.2	101.3	11.3	103.4	103.6
30,651,890	66,593,000	100.6	101.4	11.3	103.5	103.7
16,959,859	0	28.1	93.3	0.0	99.4	69.1
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	45.4	102.3	102.6
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	44.5	102.3	102.5
162,488,868	4,072,254	99.3	100.2	44.1	102.3	102.4
188,433,825	450,300	47.9	113.5	0.4	97.7	111.0
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	103.2	102.9
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	102.9	102.5
14,826,047	108,700	98.1	100.2	1.5	103.0	102.8
22,701,019	15,600	22.2	81.6	0.0	100.5	81.2
0	0	100.0	82.2	0.0	-	-
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	100.6	0.0	91.9	91.9
0	1,758,000	100.2	104.3	2.2	105.4	105.8
0	1,758,000	100.2	104.2	2.2	105.6	105.8
0	0	100.0	1,451.2	0.0	31.7	453.2
886,709,297	81,943,193	98.3	100.6	100.0	102.9	103.0
404,296,641	81,273,211	99.4	100.5	99.3	102.9	103.0
482,412,656	669,982	39.3	107.2	0.7	102.1	107.8

6 令和2年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,901,478,000	21,888,556,364	21,253,116,944	29,668,894
個人	17,037,607,000	17,731,936,315	17,229,710,171	27,441,742
現年課税分	16,898,858,000	17,283,073,473	17,081,272,754	388,867
滞納繰越分	138,749,000	448,862,842	148,437,417	27,052,875
法人	3,863,871,000	4,156,620,049	4,023,406,773	2,227,152
現年課税分	3,855,199,000	4,109,902,300	4,015,281,069	0
滞納繰越分	8,672,000	46,717,749	8,125,704	2,227,152
固定資産税	23,074,736,000	24,040,399,251	23,510,747,319	8,259,499
純固定資産税	22,365,770,000	23,331,432,451	22,801,780,519	8,259,499
現年課税分	22,224,373,000	22,984,176,023	22,616,676,864	230,201
滞納繰越分	141,397,000	347,256,428	185,103,655	8,029,298
交付金	708,966,000	708,966,800	708,966,800	0
軽自動車税	795,020,000	837,639,866	799,176,188	3,771,775
種別割 合計	782,667,000	825,735,466	787,271,788	3,771,775
種別割 現年課税分	772,488,000	788,230,500	776,669,063	208,700
種別割 滞納繰越分	10,179,000	37,504,966	10,602,725	3,563,075
環境性能割 現年度分	12,353,000	11,904,400	11,904,400	0
環境性能割 滞納繰越分	1,000	0	0	0
市たばこ税	3,430,564,000	3,501,288,901	3,501,288,901	0
現年課税分	3,430,563,000	3,501,288,901	3,501,288,901	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0
入 湯 税	4,836,000	6,118,500	6,118,500	0
事業所税	1,024,375,000	1,105,675,300	1,051,093,400	0
現年課税分	1,024,375,000	1,105,675,300	1,051,093,400	0
滞納繰越分	0	0	0	0
合 計	49,231,009,000	51,379,678,182	50,121,541,252	41,700,168
現年課税分	48,932,011,000	50,499,336,197	49,769,271,751	827,768
滞納繰越分	298,999,000	880,341,985	352,269,501	40,872,400

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
681,040,362	75,269,836	97.1	101.7	42.4	97.2	96.4
485,296,838	10,512,436	97.2	101.1	34.4	105.2	105.3
211,683,710	10,271,858	98.8	101.1	34.1	105.4	105.3
273,613,128	240,578	33.1	107.0	0.3	101.0	99.0
195,743,524	64,757,400	96.8	104.1	8.0	73.2	70.7
159,247,931	64,626,700	97.7	104.2	8.0	72.8	70.7
36,495,593	130,700	17.4	93.7	0.0	147.3	91.2
527,845,618	6,453,185	97.8	101.9	46.9	103.7	103.1
527,845,618	6,453,185	97.7	101.9	45.5	102.7	102.0
373,523,485	6,254,527	98.4	101.8	45.1	103.0	102.0
154,322,133	198,658	53.3	130.9	0.4	88.3	98.2
0	0	100.0	100.0	1.4	156.1	156.1
34,781,103	89,200	95.4	100.5	1.6	104.5	105.2
34,781,103	89,200	95.3	100.6	1.6	103.3	104.0
11,441,937	89,200	98.5	100.5	1.5	103.2	103.7
23,339,166	0	28.3	104.2	0.0	106.3	135.5
0	0	100.0	96.4	0.0	469.0	469.0
0	0	-	0.0	0.0	-	-
0	0	100.0	102.1	7.0	98.9	98.9
0	0	100.0	102.1	7.0	98.9	98.9
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	126.5	0.0	65.8	65.8
56,981,000	2,399,100	95.1	102.6	2.1	100.9	95.8
56,981,000	2,399,100	95.1	102.6	2.1	101.0	95.8
0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,300,648,083	84,211,321	97.6	101.8	100.0	100.5	99.7
812,878,063	83,641,385	98.6	101.7	99.3	100.5	99.7
487,770,020	569,936	40.0	117.8	0.7	97.2	99.0

7 令和3年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	19,847,021,000	20,607,914,446	20,157,310,476	33,079,931
個人	16,124,258,000	16,698,428,222	16,253,690,611	30,227,433
現年課税分	15,970,036,000	16,215,102,616	16,090,782,892	503,060
滞納繰越分	154,222,000	483,325,606	162,907,719	29,724,373
法人	3,722,763,000	3,909,486,224	3,903,619,865	2,852,498
現年課税分	3,635,560,000	3,770,340,700	3,805,422,346	0
滞納繰越分	87,203,000	139,145,524	98,197,519	2,852,498
固定資産税	24,525,331,000	24,809,751,943	24,525,083,546	8,183,764
純固定資産税	22,828,204,000	23,112,624,043	22,827,955,646	8,183,764
現年課税分	22,504,213,000	22,598,989,197	22,474,452,849	238,066
滞納繰越分	323,991,000	513,634,846	353,502,797	7,945,698
交付金	1,697,127,000	1,697,127,900	1,697,127,900	0
軽自動車税	817,824,000	858,504,003	820,616,362	4,364,759
種別割 合計	805,253,000	844,924,403	807,036,762	4,364,759
種別割 現年課税分	797,678,000	810,228,700	799,253,815	134,500
種別割 滞納繰越分	7,575,000	34,695,703	7,782,947	4,230,259
環境性能割 現年度分	12,570,000	13,579,600	13,579,600	0
環境性能割 滞納繰越分	1,000	0	0	0
市たばこ税	4,114,709,000	4,120,235,128	4,120,235,128	0
現年課税分	4,114,708,000	4,120,235,128	4,120,235,128	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0
入 湯 税	7,262,000	8,368,200	8,368,200	0
事業所税	1,099,096,000	1,175,520,100	1,143,959,800	0
現年課税分	1,065,250,000	1,118,539,100	1,089,177,000	0
滞納繰越分	33,846,000	56,981,000	54,782,800	0
合 計	50,411,243,000	51,580,293,820	50,775,573,512	45,628,454
現年課税分	49,804,404,000	50,352,511,141	50,098,399,730	875,626
滞納繰越分	606,839,000	1,227,782,679	677,173,782	44,752,828

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
487,672,474	70,148,435	97.8	101.6	39.7	94.1	94.8
431,588,113	17,077,935	97.3	100.8	32.0	94.2	94.3
140,725,839	16,909,175	99.2	100.8	31.7	93.8	94.2
290,862,274	168,760	33.7	105.6	0.3	107.7	109.7
56,084,361	53,070,500	99.8	104.9	7.7	94.1	97.0
17,629,554	52,711,200	100.9	104.7	7.5	91.7	94.8
38,454,807	359,300	70.6	112.6	0.2	297.8	1,208.5
284,025,809	7,541,176	98.9	100.0	48.3	103.2	104.3
284,025,809	7,541,176	98.8	100.0	45.0	99.1	100.1
131,790,725	7,492,443	99.4	99.9	44.3	98.3	99.4
152,235,084	48,733	68.8	109.1	0.7	147.9	191.0
0	0	100.0	100.0	3.3	239.4	239.4
33,621,582	98,700	95.6	100.3	1.6	102.5	102.7
33,621,582	98,700	95.5	100.2	1.6	102.3	102.5
10,934,685	94,300	98.6	100.2	1.6	102.8	102.9
22,686,897	4,400	22.4	102.7	0.0	92.5	73.4
0	0	100.0	108.0	0.0	114.1	114.1
0	0	-	0.0	0.0	-	-
0	0	100.0	100.1	8.1	117.7	117.7
0	0	100.0	100.1	8.1	117.7	117.7
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	115.2	0.0	136.8	136.8
31,560,300	0	97.3	104.1	2.3	106.3	108.8
29,362,100	0	97.4	102.2	2.1	101.2	103.6
2,198,200	0	96.1	161.9	0.1	-	-
836,880,165	77,788,311	98.4	100.7	100.0	100.4	101.3
330,442,903	77,207,118	99.5	100.6	98.7	99.7	100.7
506,437,262	581,193	55.2	111.6	1.3	139.5	192.2

8 市税総収入額に占める各税収入額の割合

(単位:千円、%)

年 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市税総収入額	48,816,343	50,272,612	50,121,541	50,775,574	54,048,320
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市民税収入額	21,429,880	22,057,086	21,253,117	20,157,310	20,834,883
	43.9	43.9	42.4	39.7	38.5
固定資産税収入額	22,241,451	22,809,227	23,510,747	24,525,084	26,606,162
	45.6	45.4	46.9	48.3	49.2
軽自動車税収入額	738,123	759,388	799,176	820,617	852,164
	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6
市たばこ税収入額	3,359,782	3,540,004	3,501,289	4,120,235	4,565,671
	6.9	7.0	7.0	8.1	8.4
入湯税収入額	10,123	9,302	6,119	8,368	29,961
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
事業所税収入額	1,036,983	1,097,605	1,051,093	1,143,960	1,159,479
	2.1	2.2	2.1	2.3	2.1

9 市税調定額に対する市民負担状況

(単位：円)

区分	年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
市民税		64,467	137,892	68,181	143,591	70,136	145,549	68,614	140,787	64,970	131,717	67,581	134,990
固定資産税		68,529	146,579	70,521	148,520	72,148	149,725	75,359	154,627	78,217	158,573	85,178	170,141
軽自動車税		2,337	4,999	2,419	5,095	2,496	5,180	2,626	5,388	2,707	5,487	2,825	5,643
市たばこ税		14,091	30,140	10,464	22,037	11,022	22,873	10,975	22,520	12,990	26,335	14,469	28,902
入湯税		33	71	32	66	29	60	19	39	26	53	95	190
事業所税		3,148	6,733	3,237	6,817	3,412	7,081	3,466	7,112	3,706	7,513	3,714	7,419
合計		152,605	326,414	154,853	326,126	159,243	330,467	161,059	330,473	162,616	329,679	173,863	347,285

※人口・世帯数（外国人を含む）は当該年度3月末現在。

※決算調定額による。

10 徴 税 費

(単位：千円、%、人)

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
税 収 入 額	(A)市 税			50,121,541	50,775,574	54,048,320	54,508,055
	(B)個人県民税			11,353,087	10,705,491	11,168,587	11,253,204
	(C)合 計			61,474,628	61,481,065	65,216,907	65,761,259
徴 税 費	人 件 費	(D)給 料		420,568	405,820	426,684	439,742
		(イ)時間外勤務手当		34,814	30,134	29,727	33,326
		(ロ)税務手当		2,492	2,780	2,803	2,699
		(ハ)諸手当		194,362	190,683	197,575	199,942
		(E)その他		198,781	203,207	189,210	195,413
		(F)小 計		851,017	832,624	845,999	871,122
	物 件 費	(G)旅 費		9	104	104	276
		(H)賃 金		0	0	0	0
		(I)その他		120,015	146,295	146,191	120,015
		(J)小 計		120,024	146,399	146,295	120,291
	報奨金及びこれ に類する経費	(K)納期前納付の報奨 金		0	0	0	0
		(L)その他		85	85	85	85
		(M)小 計		85	85	85	85
	(N)そ の 他		85,236	84,437	90,127	104,947	
	(O)合 計		1,056,362	1,063,545	1,082,506	1,096,445	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	(P)報奨金の額に 相当する金額※		0	0	0	0
		(Q)納税義務者数 を基準にした金額		444,455	438,183	441,847	441,022
(R)合 計			444,455	438,183	441,847	441,022	
(S) = (O) - (R)			611,907	625,362	640,659	655,423	
税収入(見込み)額に 対する徴税费の割合	= (O) / (C)		1.7	1.7	1.7	1.7	
	= (S) / (A)		1.2	1.2	1.2	1.2	
(T) 徴 税 職 員 数			151	154	152	152	
(U) 職員一人当たり人件費(F)/(T)			5,636	5,407	8,094	5,731	

※ 徴税费 (N) その他は、還付金、還付加算金を除く。

11 市税一覧表（令和5年度）

税目	区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																														
市民税	個人	1. 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	<p>1. 均等割 3,500円 2. 所得割</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">個人市民税所得割の税率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一律に6%</td> </tr> </table> <p>[注]個人市民税所得割の税率は比例税率化により平成19年度から一律6%となりました。 [注]定率による税額控除額(定率減税)は平成19年度分から廃止されました。</p>	個人市民税所得割の税率		一律に6%		<p>市民税の申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日</p> <p>異動届出書 (給与支払報告) 異動月の翌月10日</p> <p>公的年金等支払 1月31日</p>	<p>普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 給与特別徴収 徴収月 6月～翌年 5月 納期限 徴収月の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 公的年金特別徴収 徴収月 4月、6月、8月 10月、12月、2月</p>																										
	個人市民税所得割の税率																																			
一律に6%																																				
法人	①市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という)を有する法人(均等割・法人税割) ②市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所等を有しないもの(均等割) ③市内に事務所等を有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行っているもの(均等割・法人税割) ④市内に事務所等を有する公共法人又は公益法人等で収益事業を行わないもの(ただし、地税法第296条第1項第1号及び第2号に掲げる法人は除く(均等割)) ⑤市内に事務所等を有する個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの(法人税割)	<p>1. 均等割(年額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">市内の従業員数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人超</th> </tr> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超える法人</td> <td>41万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>41万円</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>16万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下の法人</td> <td>5万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">5万円</td> </tr> </table> <p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割税率区分の基準とする額は、資本金等の額に無償減資等の金額を加減算する処置を講じた額(ただし、当該資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金に資本準備金を加えた額)が適用となります。</p> <p>2. 法人税割 6.0%</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">税率の適用時期</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>6.0%</td> </tr> </table>	法人の区分	市内の従業員数		50人以下	50人超	資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円	資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人	13万円	15万円	資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円	上記以外の法人	5万円		税率の適用時期		税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%	<p>事業年度終了後 2カ月以内</p> <p>均等割のみが課税される公共法人・公益法人等 4月30日</p>	<p>申告納付</p>
法人の区分	市内の従業員数																																			
	50人以下	50人超																																		
資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円																																		
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円																																		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円																																		
資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人	13万円	15万円																																		
資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円																																		
上記以外の法人	5万円																																			
税率の適用時期		税率																																		
平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%																																		
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%																																		
固定資産税	土地 家屋 償却資産(構築物、機械、装置、船舶、航空機、運搬具、工具及び備品等)	当該固定資産の所有者	1月1日	1.4/100	償却資産の申告 1月31日	<p>普通徴収 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日</p>																														

11 市税一覧表(つづき)

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																																																				
軽自動車税	課税客体 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	4月1日	1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率(年額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 特定小型(※)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪 125cc超 250cc以下</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 250cc超</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※令和6年度課税分より適用 2. 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率(年額) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車(新車)</th> </tr> <tr> <th>①旧税率</th> <th>②重課税率 初めて車両番号の指定を受けてから13年超のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>7,200円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>以上</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>以上</td> <td>1,300円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,800円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> ※取得の翌年度分に限る ※初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証(車検証)の「初年度検査年月」欄をご確認ください。 【軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)のグリーン化特例】 <経年車重課> 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置が適用されます。令和5年度は、初年度検査年月が「平成22年3月」以前の車両が対象となります。 <グリーン化特例(軽課)> 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初年度検査を受けた軽四輪車等で、排出ガス性能及び燃料性能の優れた車両について、令和5年度分に限り税率が軽減されます。	車種区分	税率	原動機付自転車 特定小型(※)	2,000円	50cc以下	2,000円	50cc超 90cc以下	2,000円	90cc超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪の小型自動車 250cc超	6,000円	車種区分	平成27年4月1日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車(新車)		①旧税率	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けてから13年超のもの	三輪	3,100円	4,600円	乗用	7,200円	12,800円	貨物	5,500円	8,200円	以上	4,000円	6,000円	三輪	3,900円	10,800円	乗用	1,000円	2,700円	貨物	1,800円	3,500円	以上	1,300円	5,200円	三輪	3,800円	3,800円	取得申告 納税義務発生後 15日以内 変更申告 所有者、使用者 住所・氏名、定 置場等の変更後 15日以内 廃車申告 納税義務消滅後 30日以内	普通徴収 5月8日～5月31日
車種区分	税率																																																								
原動機付自転車 特定小型(※)	2,000円																																																								
50cc以下	2,000円																																																								
50cc超 90cc以下	2,000円																																																								
90cc超 125cc以下	2,400円																																																								
ミニカー	3,700円																																																								
軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円																																																								
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円																																																								
その他	5,900円																																																								
二輪の小型自動車 250cc超	6,000円																																																								
車種区分	平成27年4月1日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車(新車)																																																								
	①旧税率	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けてから13年超のもの																																																							
三輪	3,100円	4,600円																																																							
乗用	7,200円	12,800円																																																							
貨物	5,500円	8,200円																																																							
以上	4,000円	6,000円																																																							
三輪	3,900円	10,800円																																																							
乗用	1,000円	2,700円																																																							
貨物	1,800円	3,500円																																																							
以上	1,300円	5,200円																																																							
三輪	3,800円	3,800円																																																							

11 市税一覧表（つづき）

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																						
軽自動車税 つづき			<p>【自動車取得税の廃止と軽自動車税環境性能割の創設】 令和元年10月1日の自動車取得税（県税）が廃止されるとともに、市税の軽自動車税に環境性能割が創設されました。 環境負荷の小さい軽自動車の普及を促進することを目的として、当分の間は、登録窓口の県に申告納付することになっています。 新車・中古車を問わず、三輪以上の軽自動車を取得した場合に、取得価額に次表の税率を乗じた額が課税されます。ただし取得価額が50万円をこえるものに限られます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和4年1月1日～令和5年12月31日</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ガソリン車 ハイブリッド車※1</td> <td>令和2年度 燃費基準達成</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度 燃費基準75%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度 燃費基準80%達成</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件は、H30排出ガス規制からNO_x・50%低減、又はH17排出ガス規制からNO_x・75%低減のものに限る。</p>	区分	令和4年1月1日～令和5年12月31日		自家用	営業用	ガソリン車 ハイブリッド車※1	令和2年度 燃費基準達成	非課税	令和12年度 燃費基準75%達成	令和12年度 燃費基準80%達成	1%	令和12年度燃費基準55%達成	2%		上記以外	0.5%			1%			2%	翌月末日まで	申告納付
区分	令和4年1月1日～令和5年12月31日																										
	自家用	営業用																									
ガソリン車 ハイブリッド車※1	令和2年度 燃費基準達成	非課税																									
	令和12年度 燃費基準75%達成																										
	令和12年度 燃費基準80%達成	1%																									
	令和12年度燃費基準55%達成	2%																									
	上記以外	0.5%																									
		1%																									
		2%																									
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者が行う小売販売業者若しくは消費者等への売渡し又は消費等に依る製造たばこ		<p>○税制改正 (1) 税率 (令和4年4月1日現在) 税率改正の時期 製造たばこの税率(千本あたり) 現 行 6,552円</p>																								

11 市税一覧表(つづき)

区分 税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期
市たばこ税 つづき			(2) 加熱式たばこの課税方法の変更 これまで加熱式たばこについては、「パイプたばこ」の課税区分に分類され、「重量」をもって紙巻たばこの本数に換算し課税されてきました。 平成30年度の税制改正では「加熱式たばこ」の課税区分が新たに設けられ、「重量」と「価格」により換算する方式となり、平成30年10月1日から令和4年10月1日まで、5年間かけて段階的に移行することとなっています。		
特別土地保有税			平成15年度分以降については課税停止(新たな課税は行わない)となっています。		
事業所税	1. 資産割 事業所床面積 2. 従業者割 従業者給与総額	事業を行う者	事業所床面積1平方メートルにつき600円 免税点 1,000㎡以下 従業者給与総額 100分の0.25 免税点 100人以下	法人 事業年度終了後 2カ月以内 個人 翌年3月15日 翌月末日まで	申告納付
鉱産税	鉱物の価格	鉱業者	1%(鉱物の価格200万円以下の場合・・・0.7%)	翌月末日まで	申告納付
入湯税	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客	入湯客1人1日 150円	翌月15日まで	特別徴収

12 税率の変遷

年度	昭和17年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
個人均等割	290円 (特別措置により3/4課税)	400円	2,500円	同 左	1,200円	同 左
	(課税所得金額) 15万円以下の金額 1.6% 15万円を超える金額 2.4% 40万円 " 3.2% 70万円 " 4.0% 100万円 " 4.8% 150万円 " 5.6% 250万円 " 6.4% 400万円 " 7.2% 600万円 " 8.0% 1,000万円 " 8.8% 2,000万円 " 9.6% 3,000万円 " 10.4% 5,000万円 " 11.2%	400円	2,500円	同 左	1,200円	同 左
市	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
民	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
税	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
法人均等割	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
法人税割	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	100分の9.1	同 左	昭和49年5月1日以降終了する 事業年度より100分の12.1	100分の12.1	同 左	同 左
	100分の1.0 (年税額×3/4)	100分の0.95	100分の1.1	100分の1.25	100分の1.4	同 左
軽自動車税	900円 1,200円 3,000円 1,600円 700円 1,600円	350円 500円 700円 1,200円 1,600円 3,700円 2,000円	500円 800円 1,000円 1,500円 2,000円 4,500円 2,500円	同 左	650円 1,000円 1,300円 2,000円 2,600円 5,200円 5,900円 2,900円 3,300円 1,300円 3,900円 3,300円	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
たばこ消費税	100分の18.1	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	100分の1	100分の2	100分の3	100分の3	100分の4	100分の5
電気税	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
事業所税	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
個人均等割	市	1,200円	同左	1,500円	同左
		(課税所得金額)	税率	税率	
		30万円以下の金額	2%	2%	
		30万円を超える金額	3%	3%	
		50万円 "	4%	4%	
		80万円 "	5%	5%	
		110万円 "	6%	6%	
		150万円 "	7%	7%	
		250万円 "	8%	8%	
		400万円 "	9%	9%	
600万円 "	10%	10%			
1,000万円 "	11%	11%			
2,000万円 "	12%	12%			
3,000万円 "	13%	13%			
5,000万円 "	14%	14%			
個人均等割	民	800,000円	同左		800,000円
		・資本の金額又は出資金額(相互会社にあつては純資産額。以下同じ)が50億円を超え、かつ市内の従業者数が100人を超える法人			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の従業者数が100人を超えるもの			
		・上記以外の法人			
法人税割	固定資産税	100分の12.1	同左	同左	100分の12.3 (昭和56年8月1日以後終わる決算から)
		100分の1.4	同左	同左	
軽自動車税	軽自動車税	650円	50cc以下	700円	
		1,000円	50cc超90cc以下	1,100円	
		1,300円	90cc超125cc以下	1,450円	
		2,000円	軽二輪 125cc超250cc以下	2,200円	
		2,600円	三輪	2,850円	
		5,200円	四輪以上 乗用	5,200円	
		5,900円	乗用 貨物	6,500円	
		2,900円	乗用 貨物	2,900円	
		3,300円	乗用 貨物	3,650円	
		1,300円	農耕作業用	1,450円	
3,900円	その他	4,300円			
3,300円	二輪の小型自動車 250cc超	3,650円			
たばこ消費税	電気税	100分の18.1	同左	同左	同左
		100分の5	同左	同左	同左
		100分の2	同左	同左	同左
ガス税	特別土地保有税	100分の1.4	同左	同左	同左
		100分の3	同左	同左	同左
事業所税	事業所税	1㎡ 300円	昭和54年4月1日以前に降終了する事業年度分より課税廃止	同左	同左
		給与総額の100分の0.25		同左	同左
		1㎡ 5,000円		同左	同左

12 税率の変遷(つづき)

税目	年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度		
市 民 税	個人均等割	1,200円	同左	1,500円		
	個人所得割	(課税所得金額)	税率			
		30万円以下の金額	2%			
		30万円を超える金額	3%			
		45万円 "	4%			
		70万円 "	5%			
		100万円 "	6%			
		130万円 "	7%			
		230万円 "	8%			
		370万円 "	9%			
570万円 "		10%				
950万円 "	11%					
1,900万円 "	12%					
2,900万円 "	13%					
4,900万円 "	14%					
法人均等割	資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17条に規定する資本積立金額との合計額(相互会社において純資産額)をいう。以下同じ。以下同左)	800,000円	同左	1,200,000円		
	資本等の金額が100円を超えるもの	400,000円	同左	700,000円		
	資本等の金額が100円を超えるもの	400,000円	同左	160,000円		
	資本等の金額が100円を超えるもの	80,000円	同左	60,000円		
	資本等の金額が100円を超えるもの	24,000円	同左	48,000円		
	資本等の金額が100円を超えるもの	8,000円	同左	16,000円		
	資本等の金額が500万円を超える法人で市内の従業員数が100人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の従業員数が50人を超えるもの					
	資本等の金額が100万円を超え500万円以下である法人で市内の従業員数が50人を超えるもの					
	資本等の金額が100万円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの					
	資本等の金額が100万円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの					
固定資産税	100分の12.3	同左	同左	同左		
	100分の1.4	同左	同左	同左		
	軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 700円 50cc超90cc以下 1,100円 90cc超125cc以下 1,450円 軽自動車 2,200円 二輪 2,850円 三輪 2,850円 四輪以上 乗用 5,200円 貨物 6,500円 自家用 2,900円 自家用 3,650円 小形特殊自動車 1,450円 農耕作業用 4,300円 その他 4,300円 二輪の小形自動車 250cc超 3,650円	同左	同左	同左
		原動機付自転車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 軽自動車 2,400円 二輪 3,100円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 5,500円 貨物 7,200円 自家用 3,000円 自家用 4,000円 小形特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小形自動車 250cc超 4,000円	同左	同左	同左
		たばこ消費税	100分の18.1	同左	同左	
		電気税	100分の5	同左	同左	
		ガス税	100分の2	同左	同左	
		特別土地関係税	保有 100分の1.4 取得 100分の3	同左	同左	
		事業所税	昭和57年10月1日以後終了する事業年度分より課税	同左	同左	同左
			事業に係る事業所税	1㎡ 500円	同左	同左
事業所税		資産割	給与総額の100分の0.25	同左	同左	
		従業員割	給与総額の100分の0.25	同左	同左	
事業所税	従業員割	1㎡ 6,000円	同左	同左		
	新増設に係る事業所税	1㎡ 6,000円	同左	同左		

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
個人均等割	(課税所得金額)	1,500円	2,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
		税率 2.5% 3% 4% 5% 6% 7% 8% 9% 10% 11% 12% 13% 14%					
市	個人所得割	20万円以下の金額 20万円を超える金額 45万円 70万円 95万円 120万円 220万円 370万円 570万円 950万円 1,900万円 2,900万円 4,900万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		所得割課税所得金額 120万円以下の金額 120万円を超える金額 550万円					
民	個人所得割	(1)資本等の金額が500億円を超える法人で市内に存する事務所、事業所又は寮等の従業員の従業員数の合計数が50人を超えるもの (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの (3)資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの (6)船番号に掲げる法人以外の法人等	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		年額 300万円 年額 175万円 年額 40万円 年額 15万円 年額 12万円 年額 4万円					
法人税割	固定資産税	100分の12.3 100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		原動機付自転車 50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下 ミニカー 軽自動車 軽二輪 三輪 四輪以上 乗用 営業用 貨物 小形特殊自動車 農耕作業用 その他 二輪の小型自動車 250cc超					
軽自動車税	原動機付自転車	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円 2,400円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 1,600円 4,700円 4,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		125cc超250cc以下					
たばこ消費税	たばこ消費税	百分の14.3 千本につき350円	百分の14.3 千本につき350円	同 左	同 左	同 左	同 左
		従価割 従価割 従価割 千本につき350円					
電気税	電気税	100分の5	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		保有 取得					
ガスの税	ガスの税	100分の1.4 100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		保有 取得					
特別土地保有税	特別土地保有税	100分の1.4 100分の3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		保有 取得					
事業所税	事業所税	1㎡ 500円 1㎡ 600円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 6,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		事業に係る事業所税 資産割 従業者割 ・新増設に係る事業所税					
事業所税	事業所税	1㎡ 500円 1㎡ 600円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 6,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		事業に係る事業所税 資産割 従業者割 ・新増設に係る事業所税					

12 税率の変遷 (つづき)

税目	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)	課税所得金額	税率(連算控除有)
個人均等割	160万円以下	3%	160万円以下	3%	同左	同左	160万円以下	3%	200万円以下	3%	2,500円	同左	同左	同左
個人所得割	160万円を超え550万円	8%	160万円を超え550万円	8%	同左	同左	160万円を超え550万円	8%	200万円を超え700万円	8%	同左	同左	同左	同左
個人所得割	550万円	11%	550万円	11%	同左	同左	550万円	11%	700万円	11%	同左	同左	同左	同左
法人均等割	300万円		300万円		同左	同左	300万円		所得割額から所得割額に係る所得割額を除く)から所得割額の20%相当額(県民税と併せて20万円まで)の特別減税額を控除する。		同左	同左	同左	同左
市	(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員等の数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員等の数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円			(1)資本等の金額が50億円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 300万円						
市民	(2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円	(2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円			(2)資本等の金額が10億円を超え50人を超えるもの	年額 175万円						
市民	(3)資本等の金額が50人を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの及び資本等の金額が10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	(3)資本等の金額が50人を超える法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの及び資本等の金額が10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円			(3)資本等の金額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 41万円						
法人均等割	(4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	(4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	同左	同左	(4)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 16万円						
法人均等割	(5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	(5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円			(5)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円						
法人均等割	(6)前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 4万円	(6)前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 4万円			(6)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 13万円						
法人均等割	(7)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの		(7)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの				(7)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円						
法人均等割	(8)資本等の金額が10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの		(8)資本等の金額が10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの				(8)資本等の金額が10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの	年額 5万円						
法人均等割	(9)上記以外の法人等		(9)上記以外の法人等				(9)上記以外の法人等							
固定資産税	100分の12.3		100分の12.3		同左	同左	100分の12.3							
固定資産税	100分の1.4		100分の1.4		同左	同左	100分の1.4							
軽自動車税	50cc以下	1,000円	50cc以下	1,000円			50cc以下	1,000円						
軽自動車税	50cc超90cc以下	1,200円	50cc超90cc以下	1,200円			50cc超90cc以下	1,200円						
軽自動車税	90cc超125cc以下	1,600円	90cc超125cc以下	1,600円			90cc超125cc以下	1,600円						
軽自動車税	ミニカー	2,500円	ミニカー	2,500円			ミニカー	2,500円						
軽自動車税	軽二輪	125cc超250cc以下	軽二輪	125cc超250cc以下			軽二輪	125cc超250cc以下						
軽自動車税	三輪	3,100円	三輪	3,100円			三輪	3,100円						
軽自動車税	四輪以上	5,500円	四輪以上	5,500円			四輪以上	5,500円						
軽自動車税	乗用	7,200円	乗用	7,200円			乗用	7,200円						
軽自動車税	貨物	4,000円	貨物	4,000円			貨物	4,000円						
軽自動車税	小型特殊自動車	1,600円	小型特殊自動車	1,600円			小型特殊自動車	1,600円						
軽自動車税	農耕作業用	4,700円	農耕作業用	4,700円			農耕作業用	4,700円						
軽自動車税	その他	4,000円	その他	4,000円			その他	4,000円						
軽自動車税	二輪の小型自動車	250cc超	二輪の小型自動車	250cc超			二輪の小型自動車	250cc超						
市たばこ税	千本につき1,997円		千本につき1,997円		同左	同左	千本につき1,997円							
市たばこ税	(旧3級品たばこは千本につき948円)		(旧3級品たばこは千本につき948円)		同左	同左	(旧3級品たばこは千本につき948円)							
電気税	100分の5		100分の5		同左	同左	100分の5							
特別土地保有税	保有	100分の1.4	保有	100分の1.4	同左	同左	保有	100分の1.4						
特別土地保有税	取得	100分の3	取得	100分の3	同左	同左	取得	100分の3						
ガス税	100分の2		100分の2		同左	同左	100分の2							
事業所税	事業に係る事業所税		事業に係る事業所税		同左	同左	事業に係る事業所税							
事業所税	資産割	1㎡ 600円	資産割	1㎡ 600円	同左	同左	資産割	1㎡ 600円						
事業所税	従業員割	給与総額の100分の0.25	従業員割	給与総額の100分の0.25	同左	同左	従業員割	給与総額の100分の0.25						
事業所税	新規設に係る事業所税	1㎡ 6,000円	新規設に係る事業所税	1㎡ 6,000円	同左	同左	新規設に係る事業所税	1㎡ 6,000円						

12 税率の変遷(つづき)

税目	年度		平成10年度	平成11年度	平成12～14年度	平成15年度		平成16年度	平成17年度	
	個人均等割	法人均等割				同左	同左			同左
市 民 税	個人均等割	2,500円	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 // 12% ◎定額による特別減税 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族 1人につき 8,500円	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 // 10% ◎特別減税 所得割額から所得割額の15%相当額(県民税と併せて 控除して4万円まで)の定率による税額を控 除する。	同左	同左	同左	課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% (連算控除100,000円) 700万円 // 10% (連算控除240,000円) ◎特別減税 所得割額から所得割額の15%相当額(県民税と併せて 4万円まで)の定率による税額を控除する。	同左	同左
	法人均等割	100分の12.3	(1) 資本等の金額が50億円を超える法人で市内の 事務所等の従業員数が50人を超えるもの 年額 300万円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であ る法人で市内の事務所等の従業員数が50人を 超えるもの 年額 175万円 (3) 資本等の金額が10億円を超える法人で市内の 事務所等の従業員数が50人以下であるもの 年額 41万円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で市内の事務所等の従業員数が50人を 超えるもの 年額 40万円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であ る法人で市内の事務所等の従業員数が50人以 下であるもの 年額 16万円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で市内の事務所等の従業員数が50人 を超えるもの 年額 15万円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下で ある法人で市内の事務所等の従業員数が50人 以下であるもの 年額 13万円 (8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で市 内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの 年額 12万円 (9) 上記以外の法人等 年額 5万円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
固定資産税	100分の1.4	100分の1.4	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 125cc超250cc以下 2,400円 三輪 3,100円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 貨物 自家用 7,200円 乗用 自家用 3,000円 営業用 自家用 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 250cc超 4,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
市たばこ税	100分の0.1	100分の0.1	千本につき2,434円 (旧3級品たばこは千本につき1,156円)	同左	同左	同左	平成11年5月1日から千本につき2,668円 (旧3級品たばこは千本につき1,266円)	同左	同左	
不動産税	100分の0.14	100分の0.14	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
特別土地保有税	保有取得	100分の0.3	同左	同左	同左	同左	課税停止	課税停止	課税停止	
入湯税	入湯客1人1日	150円	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
事業所税	・事業に係る事業所税 資産割 1㎡ 600円 従業員割 給与総額の100分の0.25 ・新増設に係る事業所税 1㎡ 6,000円	同左	1㎡ 600円 給与総額の100分の0.25 1㎡ 6,000円	同左	同左	同左	・事業に係る事業所税 資産割 1㎡ 600円 従業員割 給与総額の100分の0.25 ・新増設に係る事業所税は平成15年4月1日より廃止	同左	同左	

12 税率の変遷(つづき)

税目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人所得割	個人均等割	3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	課税所得金額	税率 3% 200万円以下の金額 8% (速算控除100,000円) 10% (速算控除240,000円) 700万円	課税所得金額 一律	同左	同左	同左	同左	同左
市 民 税	所得割額から所得割額の7.5%相当額(県民税と併せて2万円まで)の定率による税額を控除する。	◎特別減税	◎特別減税 平成19年度課税分から廃止。	同左	同左	同左	同左	同左
	(1) 資本金等の額が50万円を超え、法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額300万円	年額 5万円	(1) 下記以外の法人等	同左	同左	同左	同左
	(2) 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額175万円	年額 12万円	(2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(3) 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 41万円	年額 13万円	(3) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(4) 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円	年額 15万円	(4) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(5) 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 16万円	年額 16万円	(5) 資本金等の額が1千万円を超え、10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(6) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円	年額 40万円	(6) 資本金等の額が1千万円を超え、10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(7) 資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 13万円	年額 41万円	(7) 資本金等の額が10億円を超え、法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(8) 資本金等の額が1千万円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円	年額 175万円	(8) 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
	(9) 上記以外の法人等	年額 5万円	年額 300万円	(9) 資本金等の額が50億円を超え、法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	同左	同左	同左	同左
法人税割	固定資産税	100分の12.3	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	原動機付自転車	50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超125cc以下 ミニカー	同左	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税	軽自動車	125cc超250cc以下 二輪 三輪 四輪以上	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	乗用 営業用 貨物 営業用 乗用 自家用 貨物 自家用	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ税	小型特殊自動車	農耕作業用 その他	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	二輪の小型自動車	250cc超	同左	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ税	平成18年7月1日から千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	100分の1	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別土地保有税	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止
	入湯税	入湯券1人1日150円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
事業所税	・資産割	1㎡ 600円	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	・従業者割	給与総額の100分の0.25	同左	同左	同左	同左	同左	同左

12 税率の変遷(つづき)

税目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
個人所得割	個人所得割	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左
	個人所得割	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
市	市	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左
	市	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
民	民	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左
	民	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
法人所得割	法人所得割	3,000円	3,500円	同左	同左	同左	同左
	法人所得割	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
固定資産税	固定資産税	100分の12.3	平成28年10月1日以 後に開始する事業 年度100分の10.1	同左	同左	同左	同左
	固定資産税	100分の14	同左	同左	同左	同左	同左
軽自動車税	軽自動車税	3,100円	3,900円	同左	同左	同左	同左
	軽自動車税	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
市たばこ税	市たばこ税	100分の1	同左	同左	同左	同左	同左
	市たばこ税	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
雑徴収	雑徴収	100分の1	同左	同左	同左	同左	同左
	雑徴収	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
特別土地取得税	特別土地取得税	100分の1	同左	同左	同左	同左	同左
	特別土地取得税	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左
事業所得税	事業所得税	1㎡ 600円	同左	同左	同左	同左	同左
	事業所得税	税率一律 6%	同左	同左	同左	同左	同左

12 税率の変遷 (つづき)

項目	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人所得割	3.500円	同左	同左	同左	同左
個人所得割	税率 一律 6%	同左	同左	同左	同左
市	<p>①特別徴収 平成19年度課税分から廃止。</p> <p>(1)下記以外の法人等 年額 57万円 (2) 基本金等の額が1千万円以下である法人 年額 122万円 が50人未満の従業員が50人を超 えるもの 年額 13万円 (3) 基本金等の額が1千万円を超え1億円以 下である法人で市内の事務所等の従業員 数が50人以下であるもの 年額 15万円 (4) 基本金等の額が1千万円を超え1億円以 下である法人で市内の事務所等の従業員 数が50人を超え1億1千万円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人以下であるもの 年額 65万円 (5) 基本金等の額が1億円を超え10億円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人を超え1億1千万円以下であ るもの 年額 41万円 (6) 基本金等の額が10億円を超え50億円以下 である法人で市内の事務所等の従業員数 が50人を超え1億1千万円以下であ るもの 年額 175万円 (7) 基本金等の額が50億円を超え100万円以 下である法人で市内の事務所等の従業員 数が50人を超え1億1千万円以下であ るもの 年額 300万円</p> <p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、特等割 税率区分の基準とする額は、基本金等の額に償借投資等 の金額を加算する額を課した額 (ただし、当該基本 金等の額が、基本金に資本増補金を加えた額を下回る場 合は、基本金に資本増補金を加えた額) が適用となりま す。</p>	同左	同左	同左	
法人税割	令和元年10月1日以後に開始する事業年度100分の6.0	同左	同左	同左	同左
固定資産税	100分の1.4	同左	同左	同左	同左
自動車税	<p>原動機付自転車及び二輪車等 2,000円 50cc超90cc以下 2,000円 90cc超125cc以下 2,400円 125cc超250cc以下 3,600円 250cc超 6,000円</p> <p>二輪車 125cc超250cc以下 6,000円</p> <p>二輪の小型自動車 250cc超 2,400円</p> <p>小型特殊自動車 農機作業用 2,400円 その他 5,800円</p> <p>軽自動車等 (三輪以上) ①旧税率 ②新税率 ③重課税率 三輪 3,100円 3,900円 4,600円 四輪 5,000円 5,800円 6,500円 乗用 貨物 自家用 7,800円 8,600円 9,400円 乗用 貨物 自家用 3,000円 3,800円 4,600円 貨物 自家用 4,000円 5,000円 6,000円</p> <p>※軽自動車等の税率について ①平成27年4月1日以前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 ②平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 ③平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 【グリーン化特例 (軽自動車)】 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 車等について、その燃費性能に応じて、令和2年度に限り税率が軽減されます。 【グリーン化特例 (軽自動車)】 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 車等について、その燃費性能に応じて、令和3年度に限り税率が軽減されます。 【グリーン化特例 (軽自動車)】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 車等について、その燃費性能に応じて、令和4年度に限り税率が軽減されます。 【グリーン化特例 (軽自動車)】 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車 車等について、その燃費性能に応じて、令和5年度に限り税率が軽減されます。</p>	同左	同左	同左	
市たばこ税	<p>千本につき5,692円 (令和2年10月1日から千本につき5,122円) 軽自動車等たばこ (本当りの重量が16kg以下の軽自動車等たばこ) の課税方式の見直し の経過たばことして課税する。 (※前年度3月31日までの保有期間について は、令和元年10月1日から前年度3月31日までの間に保有期間が経過したたばこは、 課税対象外となる。)</p> <p>千本につき5,122円 (令和2年10月1日から千本につき4,652円) 軽自動車等たばこ (本当りの重量が16kg以上の軽自動車等たばこ) の課税方式の見直し (2ヶ年掛りでの課税) により、課税対象となるたばこは、前年度3月31日までの間に保有 期間が経過したたばこは、課税対象外となる。</p>	同左	同左	同左	
雑税	100分の1	同左	同左	同左	同左
特別土地取得税	課税停止	同左	同左	同左	同左
入湯税	入湯券1人1日150円	同左	同左	同左	同左
資産割	1円	同左	同左	同左	同左
事業所税	600円	同左	同左	同左	同左
従業員割	給与総額の100分の0.25	同左	同左	同左	同左

